

表 紙

5 2 2 号建物冷温水発生器及び付帯設備更新工事

工 事 名 称	5 2 2 号建物冷温水発生器及び付帯設備更新工事	仕様書 番 号
図 面 名 称	表 紙	5 5
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和 5 年 1 1 月 1 0 日

仕様書

1 件名 522号建物冷水発生装置及び付帯設備更新交換工事

2 工事場所 静岡県御殿場市中畑2092-2 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地552号建物1階機械室

3 概要 吸収式冷水発生装置 1台の交換

(1) 冷却水ポンプ 1台の交換

(2) 冷水ポンプ 2台の交換

(3) 自動制御盤の更新

(4) (1)～(4)の付属配管及び付属配線の更新

4 一般事項

(1) 本仕様書は、滝ヶ原駐屯地において実施される「522号建物吸収式冷水発生装置及び付帯設備更新工事」に適用される。

(2) 本工事は、本仕様書による他、国土交通省制定の公共建築改修標準仕様書等（機械設備工事編）を準拠するものとする。

(3) 特記なき限り、本件に使用する材料は全て新品とし、本仕様書に記載された製品又は同等品を準拠するものとする。監督職員側の検査を受け、合格した材料を使用すること。材料は日本工業規格(JIS)等を標準とし、これらの規格のないものについては監督職員側の指示を受けること。

(4) 現場の安全に關する管理は、現場代理人が責任者となり関連法令を厳守し行う。また、作業の工程上において必要とする検査を行い、必要な措置を講ずる。

(5) 工事における撮影箇所は監督職員と協議して決定するものとする。撮影及び提出要領は国土交通省「宮内省写真撮影要領」(国営建設第111号)に基づき行うものとする。

(6) 本仕様書の内容に疑いを生じた場合は、監督職員と協議の上内容を確認する。また、本仕様書に明記のない事項であっても、技術上当然必要とする事項は請負者の負担において実施するものとする。

(7) 駐屯地での施工範囲については、監督職員の指示に従い、それ以外の区域に立ち入り入れないものとする。

(8) 請負者は、本工事に關する全ての事柄について、その内容が流出しないよう万全の処置を講ずることとする。

(9) 既存施設、設備等の保護には十分注意し、万一破損若しくは汚損させた場合は、請負者の負担において早急な補修に着手する。また事故発生時には、速やかに監督職員に報告する。

(10) 本工事に必要となる電気、水等は請負業者において持ち込みとする。但し、本工事において電気、水等を官側から借受ける場合は、監督職員と調整のうえ請負者負担により計器を設置し使用量の料金を官側の規定により支払うものとする。

(11) 作業時間は原則として、08:15～17:00までとするが、工事の施工上または部隊の運営上作業日長時間の延長等を必要とする場合は監督職員と協議する。

(12) 撤去等により発生した金属類発生材(鉄くず等)については、廃棄物の処理及び清掃に關する法律に基づき適切に処理することとし、マネーフエール(写し)を監督職員側へ速やかに提出すること。

(13) 貸与された設計図書等については、すべて完成検査合格後に監督職員側へ返納することとする。

(14) 受注者は、本工事が完了した場合は、速やかに監督職員側の完了検査を受けるものとする。なお、検査結果に不合格が生じた場合は、手直しを行い、再度完了検査を受けるものとする。

(15) 工事人は安全を最優先として、現場代理人は常に監督職員側の指示に従うものとする。監督職員側へ提出する書類については、契約代金は常駐するものとする。

(16) 監督職員側へ提出する書類については、契約代金は常駐するものとする。監督職員側の指示に基づき必要書類を提出すること。提出する書類については下記のとおりとする。

(17) ア 発生材料調書 キ 工事工程表 エ 打合せ簿 オ 工事材料搬入報告書
イ 現場代理人通知書 ク 工事現場図 ケ その他監督職員側が指示した書類
カ 工事写真については、官側の指示に従い、工事材料搬入前・中・後、工事隠蔽した箇所、主要な工事段階の状況及びその他監督職員側の指示した箇所を写真(カラーサイズ版)1部を工程順に工事写真帳(Ａ4版)に整理し、監督職員側へ提出すること。

(18) 都度、本工事に係る全数量・規格が分かるよう撮影すること。また、本仕様書に明記なき事項又はその内容に疑義が生じた場合は、当該箇所の工事を一時中断し、監督職員側の指示を受けた後、再開すること。

5 特記事項

(1) 共通工事 工事場所の周辺の安全管理を徹底するとともに、工事関係者以外の立入禁止等の処置を講ずるものとする。

(2) 撤去する機器については下記の表のとおりとする。

記号	機器名	仕様	数量	単位	設置場所	備考
BT-1	吸収式冷水発生装置(本機搬出付)	型式 吸収式冷水発生装置(本機搬出付付)	2.35	台	1階 機械室	コンクリート基礎
		冷卻能力 90.1kW				
		追加能力 116.1kW				
		200L/min 冷水出入口温度 7℃～12℃				
		400L/min 冷水出入口温度 31.5℃～32℃				
		供給静圧力 600Pa				
CT-1	冷却機	型式 間接式 間接冷却(二重冷却機付)冷水機	3.7	台	1階 外	コンクリート基礎
		冷卻能力 184.9kW				
		外気冷却温度 32℃				
		400L/min 冷水出入口温度 32℃～37.5℃				
		付属品 プラント設置費				
PT-1	冷却ポンプ	型式 片巻式電動機	3.7	台	1階 機械室	コンクリート基礎
		能力 10.6x100L/min、1125Pa				
		付属品 圧力計×2、防振装置(ゴム足)				
PR-1	冷却水ポンプ	型式 片巻式電動機(ワタニコクレーン) (10輪型)	3.7	台	1階 機械室	コンクリート基礎
		能力 95.8x200L/min、211Pa				
		付属品 圧力計×2、防振装置(ゴム足)				
		感圧力調整器(衛生部規格付)、圧力計、サイフォン				
		感圧力調整器(衛生部規格付)				
		電動機付(本機搬出付)				
		向上電動機(別付) クラス(E05)				
		冷却機ファン 冷却機用温度センサー				
		プログラムコントローラ				

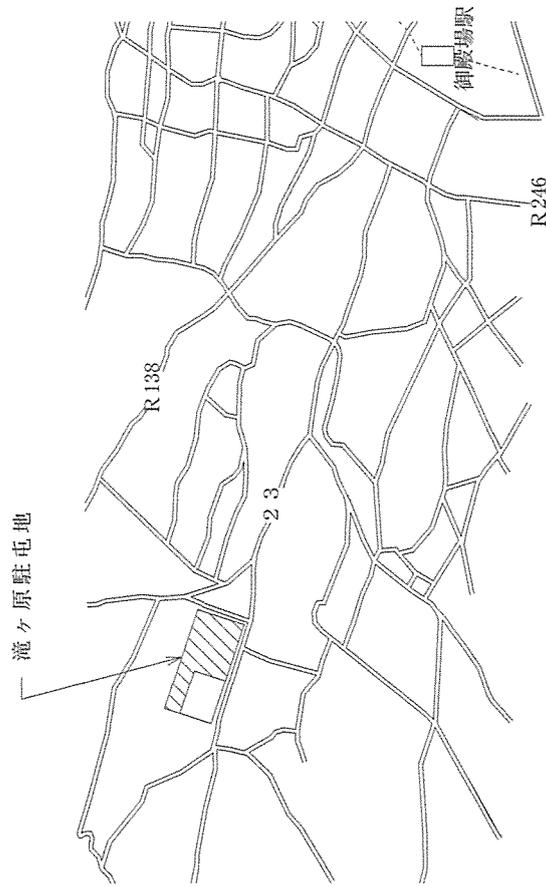
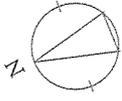
ア 吸収式冷水発生装置については、冷媒回収及び無害化処理(臭化リチウム)を行うものとする。
イ 冷却機については、付帯配管及び金属・樹脂仕分け、樹脂廃棄処理を行うこと。また、撤去時によりラフタークレーンを用いること。また、安全管理を講ずること。
エ 各種ポンプについては付属配管撤去も含むものとする。
エ 右記の有償検査については、フランジパッキン・保温材としサンプリングについては請負者の負担とする。

(3) 新設する機器については、下記の表又は同等品以上とする。

新設機器表(その1)

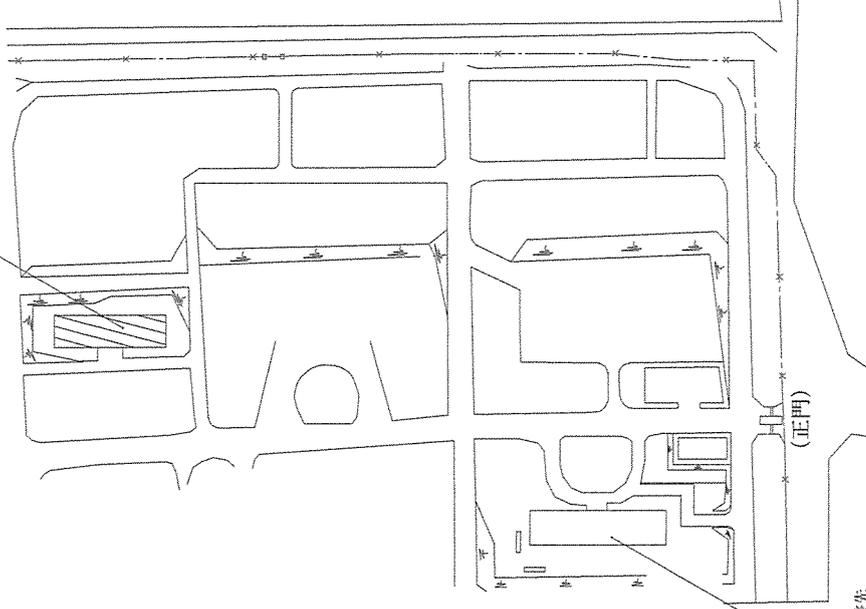
記号	機器名	仕様	数量	単位	設置場所	備考
BT-1	吸収式冷水発生装置(本機搬出付)	型式 吸収式冷水発生装置(本機搬出付付)	3	台	1階 機械室	
		冷卻能力 90.1kW				
		追加能力 117.5kW				
		冷水ポンプ容量 235.0L/min				
		冷水ポンプ圧力 600Pa				
		供給静圧力 600Pa				
		冷卻機 117.5kW				
		冷卻機 184.9kW				
		本機搬出付(本機搬出付)				
		本機搬出付(本機搬出付)				
		本機搬出付(本機搬出付)				
		本機搬出付(本機搬出付)				

工事名称	522号建物冷水発生装置及び付帯設備更新工事	図面番号	1/6
図面名称	仕様書	縮尺	—
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科	令和 5年11月10日		



案内図 S= 1/X

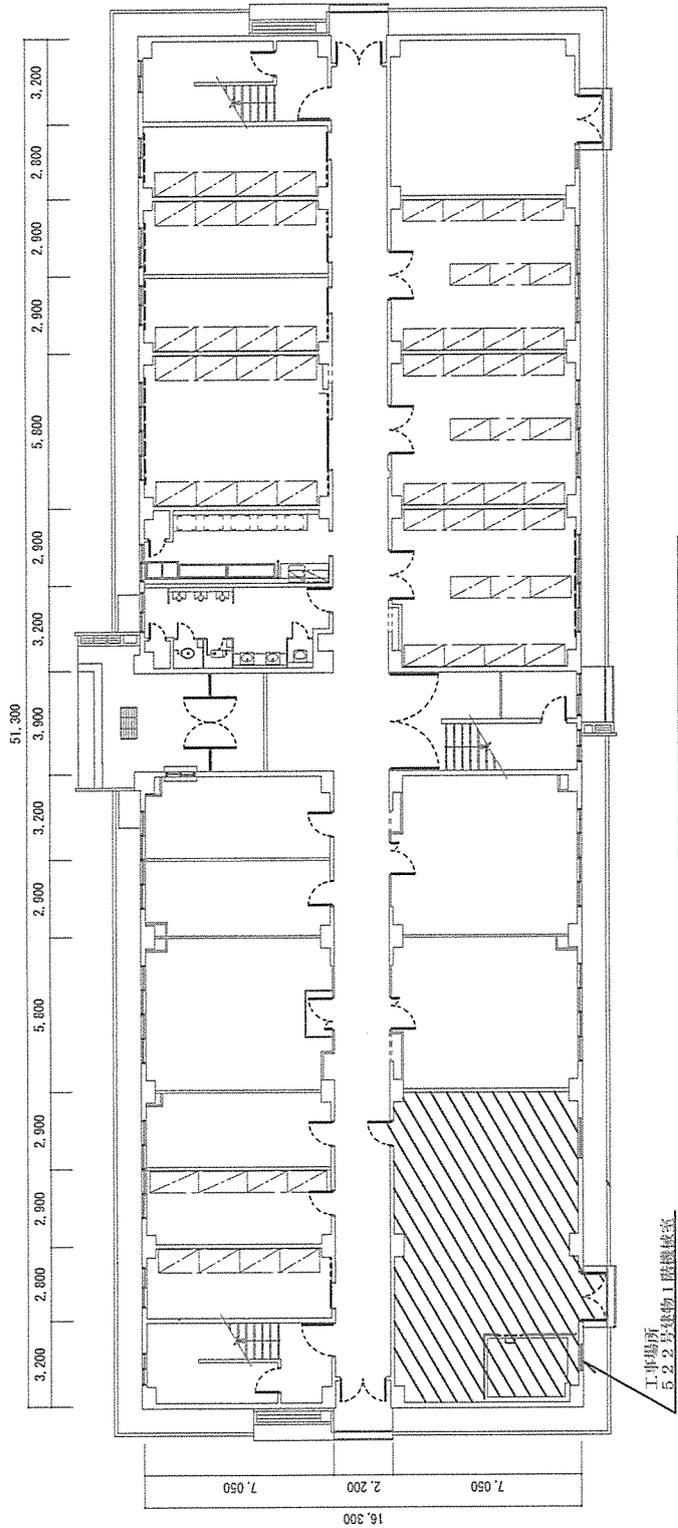
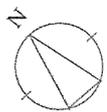
工事場所
— 552号建物1階機械室



工事調整先
— 308号建物2階管理科事務室

建物配置図 S=1/X

工事名称	522号建物冷温水発生器及び付帯設備更新工事		図面番号	4/6
図面名称	案内図、建物配置図		縮尺	Non
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科			令和 5年11月10日	

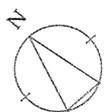


552号建物1階平面図 S=1/X

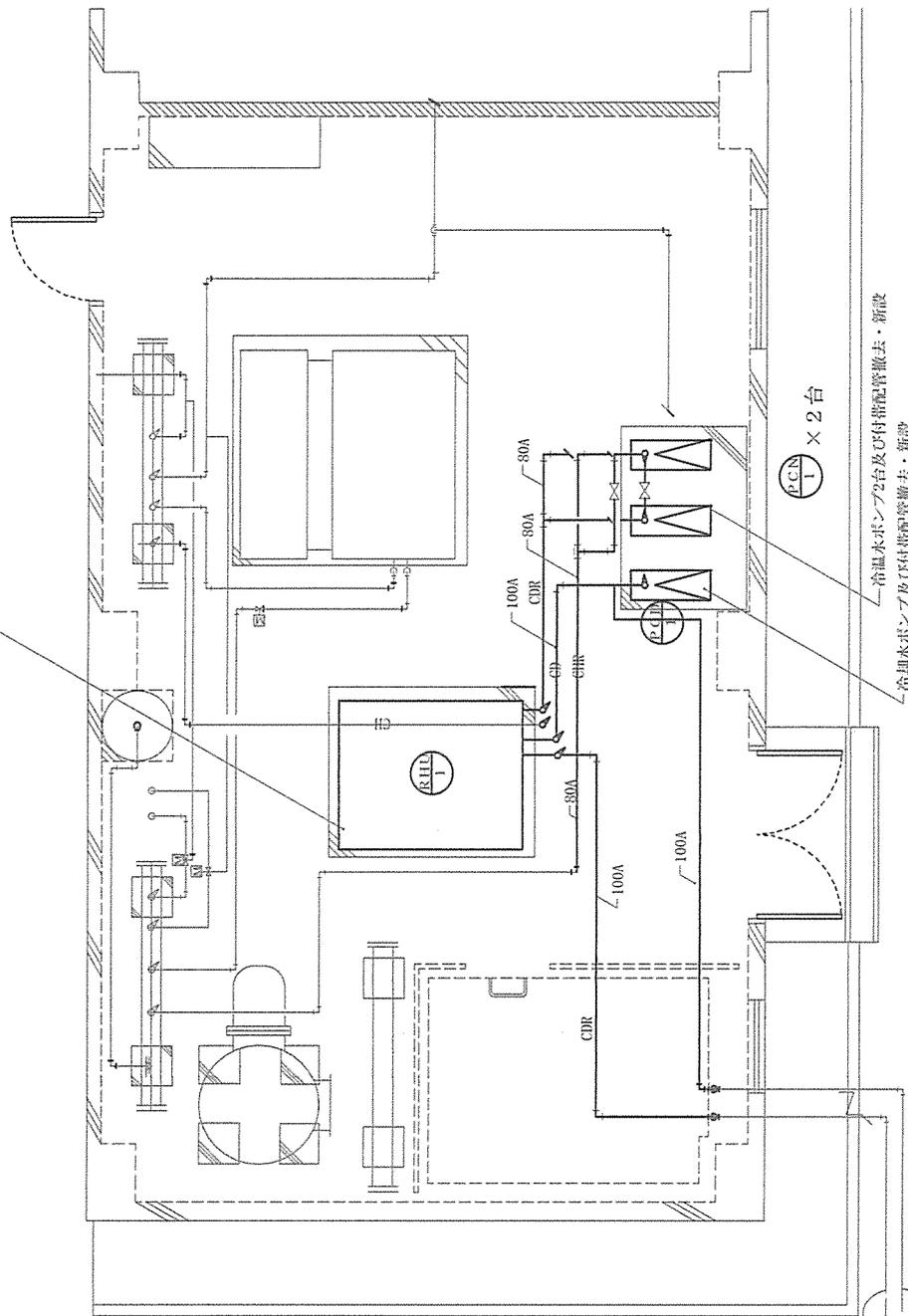
工事場所
冷庫室

工事場所
552号建物1階機械室

工事名称	522号建物冷温水発生器及び付帯設備更新工事	図面番号	5/6
図面名称	平面図	縮尺	Non
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和5年11月10日	

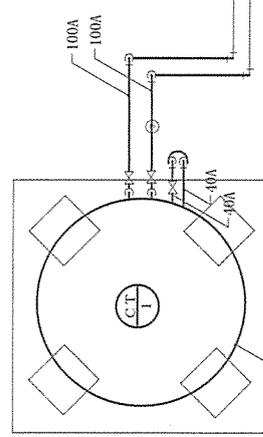


吸収式冷温水発生器撤去・新設
(契約締結後、冷媒回収及び無害化処理)



× 2 台

冷温水ポンプ2台及び付帯配管撤去・新設
冷却水ポンプ及び付帯配管撤去・新設



冷却塔及び付帯配管撤去・新設
(契約締結後、速やかに撤去)

地中埋設配管

機械室詳細図 S=1:X

工事 名称	522号建物冷温水発生器及び付帯設備更新工事	図面番号	6/6
図面 名称	機械室詳細図	縮尺	Non
滝ヶ原駐屯地業務隊管理科		令和 5年11月10日	